

始



0m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70¹⁹m 1 2 3 4 5

叢書

情勢及
活字印刷
成功法

東京

三辰社發行

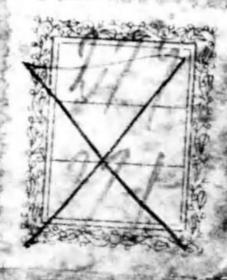
特

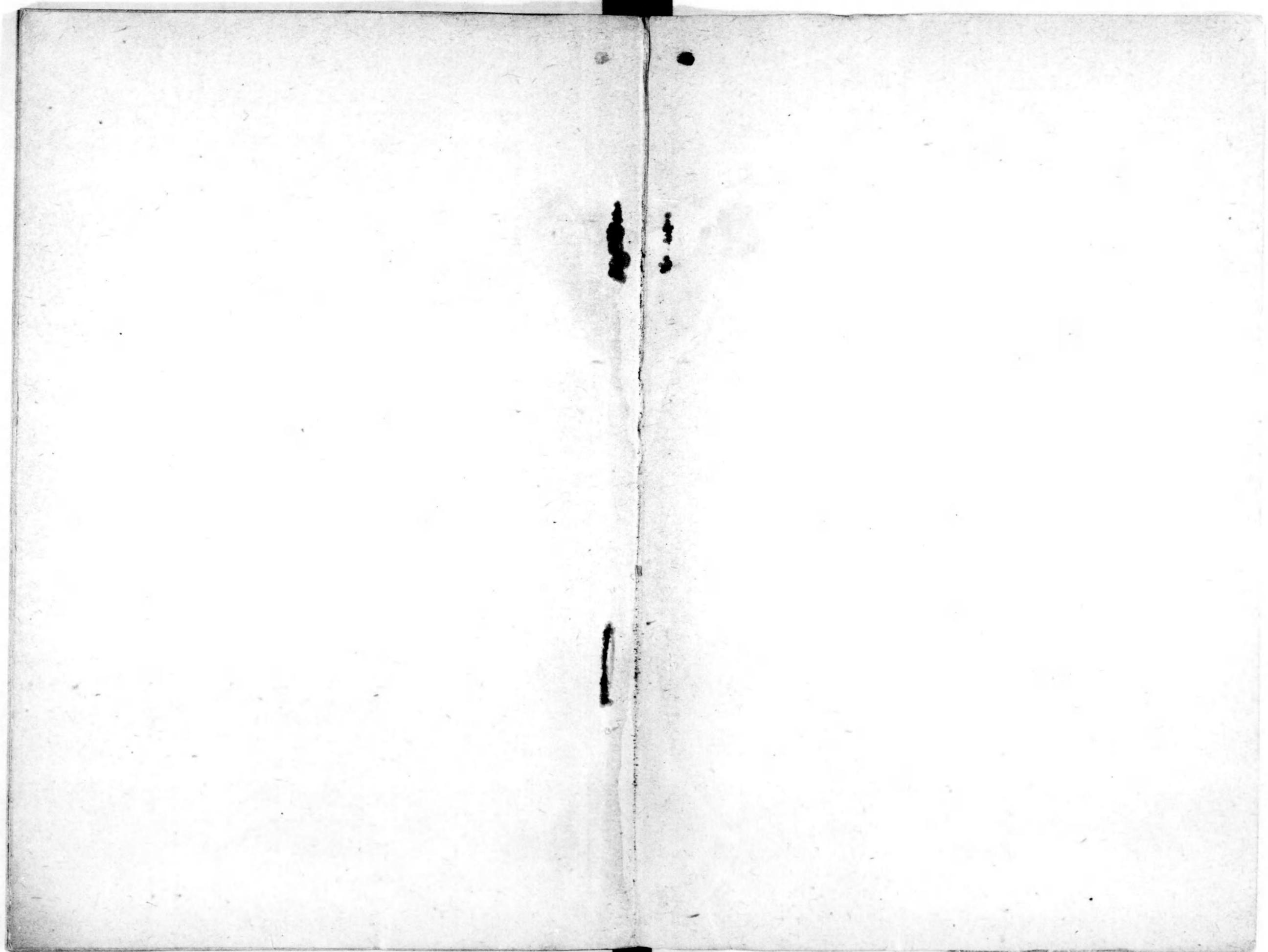
齊藤有資著

債券
活用致富成功法

東京

三辰社發行





特 106
846

齋藤有資著



債務
活用
致富
成功
法

7. 2. 2

内交

東京

三辰社發行

序

金融界の王は金持である、金さへあれば馬鹿も伶俐に見ゆる世の中である。だから金は貯めるに如かずである、さらば金はどうしたならば溜るであらう？、なに心配することはない、金は天下の廻り物、一種の流動物だから誰の手にも汲み採らるゝものぞ。少しでも汲み取ることができたならばこれを活用すれば直ぐ金満家となる。で本書には金の汲み取る方法と活用する方法を書いてある。一讀すれば直ちに實行ができ、一年にして萬以上の金を手にすることができ、濡れ手で粟さはこのことである。書中には錢は必ず當るといふ方法も書いてある。若し債券の一等當籤にありつかうとすれば思ふが儘である。大晦日の晩に千圓か五百圓の割増金にありついて見ろ、大變な騒ぎとなつて了う。金さへあれば天下泰平、持つべき物は金である。

予は苦心と實驗とを重ねて此の書を著した、決して空想ではない、諸君に一讀されて實行されたいから出版したのである、金さへあれば槍も鐵砲もこい、大敵をも撫て切にすることができ、玉冠頂き胸に金章燦爛佩用することができ、諸君この書を繙き一家一國の大富豪をはかれ。

大正七年一月一日

著 者

活債券 致富成功法 目次

一、金満家となるの術……………一

(1) 勤儉貯蓄は金満家となる術であらうか……………二

(a) 努むべし、(b) 不可なるべし

(1) 勤儉貯蓄とは如何なるものか……………五

(2) 有利なる投資は金満家となる術であらうか……………七

(a) 機を觀ざるべからず、(b) 盲進的の不可を論ず

(1) 有利なる投資とは如何なるものか……………一〇

二、有價證券とは如何なるものであらうか……………一三

(1) 勸業債券……………一四

(a) 勸業債券、(b) 諸會社の株券

(2) 貯蓄債券……………一五

 (a) 戦時貯金券、(b) 郵便貯金

三、債券を発行するの目的は如何なるものか……………一七

 (a) 勸業債券、(b) 貯蓄債券と同形式の勸業債券、(c) 貯蓄債券、
 (d) 戦時貯金券

四、勸業債券一覽表……………二六

五、貯蓄債券一覽表……………三四

六、勸業大券一覽表……………三六

七、債券の種類及び番號と組數……………三六

 (a) 勸業債券は、(b) 貯蓄債券は、(c) 戦時貯金券は
 (d) 番號、抽籤及び償還、(e) 組數

八、各券面に對して額及び利率と利札……………四一

九、割増金と當籤方法……………四四

一〇、債券額の償還……………五〇

一一、抽籤の方法……………五一

一二、債券の應用能力……………五二

一三、債券發行頒布方法……………五九

(1) その應募方法……………六〇

一四、債券の損傷及事故のあつたとき……………六一

一五、債券の保管法……………六四

 (a) 日本銀行に保護預け、(b) 逓信省に保管委託

一六、賣買値段……………六七

(1) 賣買値段の開き……………六九

(2) 仲買店の選擇……………七一

一七、債券相場變動の原因……………壹

(1) 普通の原因……………壹

(a) 需用供給者の多寡、(b) 金利の高低及び利率、
(c) 新債券の發行

(2) 特殊の原因……………七

(a) 割増金の多少、(b) 抽籤の月と度数、(c) 償還通數と殘存通數
(d) 抽籤と利予支拂期、(e) 時季に因ての原因

一八、鞘取賣買の方法は何んな結果を産むか……………八二

(1) 値段高低の秘事……………八二

(2) 鞘取賣買の標準……………八四

(3) 年利七割八分となる……………八五

(4) 一ヶ月に利潤一割……………八八

(5) 一攫千金の極意……………八九

(6) 一枚から二十六割四分の理由……………九三

(7) 生活費五百圓で充分……………九六

(8) 三年足らずして一萬圓となる法……………九九

一九、利廻りと計算法……………一〇一

(1) 利廻りの方法……………一〇一

(2) 利廻りの計算法……………一〇三

二〇、抽籤月別表……………一〇七

二一、利落月別表……………一〇八

二二、大正六年十月償還當籤勸業券及び貯蓄債券
一月十一日……………一〇八

目次終

活券 致 富 成 功 法

齋 藤 有 資

一 金満家となるの術

「金取る苦限は死苦限」といつたのは往昔のことで、今は方法を講じさへすれば、一攫千金、至難のことではない、決して資産を作るは難事でない故に、彌宜も釋子も金を貯めて、資産家とならなければならぬ。

何んとなれば資産は、人間に取つて必要な物であるからである。諺に曰はく『地獄の沙汰も金次第』と、その金の威力たるや實に恐しいものである。不正の金に非らざる限りは、名譽を得るも金である、『貧すれで盗する』と云ふ言葉の裏面には『富は徳行を修す』の理があるのである。

蓋し資産——此所では金をいふが、金の威力の偉大なることは、言を勞する迄もないが、一平民にして貴族と肩を伍するに至る物は、金なることを一言附して置きたいのである、昔は鳥目といつて士族の賤しんだものであつたけれども、今は金は華族の原因であるのである。

此くの如く莫大なる金を作り、華族にならざる迄も、相當の資産を作り、他人に迷惑をかけざるやうしなければならぬ、これは人として勤むべき義務である、社會に生存する以上は、人の踏み行はなければならぬヒユマニチーである。故に孔子も恒産のことを明解してゐるのである。

然らば如何にせば、この恒産を得るに至るかといへば、この書に縷々せる頁内にあるのである。

(1) 勤儉貯蓄は金満家となる術であらうか

予は金満家となるの術を分類して二つとする、一は消極的にして、他は積極的である。さらば勤儉貯蓄は金満家となる術であらうかてふことは、上述せる分類の何れに屬してゐるかといへば、消極的に屬してゐるものである。何んとなれば、『塵も積もれば山となる』の言の如くであるからである。換言すれば、郵便切手貯金帳の如きものであるからである。積もるを悦びて利を思はざるからである。十錢以上より積んで、百圓となり千圓となり、公債證書になるに及んでは、成る程利にても何んかの役に立つのであらうが、これまでになる迄はどれ丈の苦勞、どれ丈の目數を要するであらう。この故に消極的といふのである。況して田舎の小兒のやうな、貯金箱に一錢二錢を蓄して、不生産的に貯ふるてふことは消極的の甚だしいものである。此れ程文明の社會となり、到る所に郵便局あり、銀行あり、貯蓄の方法の完備せるを利用せざるからである。

(a) 努むべし、然しながら、これを廢せとはいはない、然かもこれを以て満足

し、これを娛しむとする人には敢へて進むものである。今日一錢を貯へて明日亦一錢を蓄まば、正に二錢にして、これが一月とならば、三十錢となり、一年には三圓六十五錢となる、此くなるに於ては、大人には木綿の上等が買へる。安い時ならば銘仙一反は買へる、小兒には一ヶ月分の月謝及び教科書は優に買へる。爾して郵便局と銀行との利子大差ありと雖も、又銀行により差異ありと雖も、一ヶ月三圓六十五錢には、相當の利ありて、一日或いは二日間の小使が利するのである、故にこれはしも廢すべきものにあらずして、寧ろ努むべきものである。然し一攫千金と云ふことは夢想だに見ることとはできないのである。

(b) 不可なるべし、これは便利過ぎるがため、勘定あつて錢足らずとなるのである。何せかならば、郵便局に貯金したとしたならば、少し物になるに於ては、あれを一寸間に合はして置けといふ調子で、引き出し、その穴を埋めな

んと思ひつゝも、その後になつて用件でもできてくると、遂にその穴は永遠の穴となつてしまふものである。

此の穴を作らぬやうにするには、餘程の決心、餘程の努力を要するものであるが、それでも情實に驅られて、封を切るに至るものである。故に將來大成をなし、金満家となるには、不可なるべしと云ふのである。さらば金満家となる術は、如何にせばよろしきやといふことは、この書の本旨であるから後頁に於て委しく説明するの猶豫を與へられよ。

(イ) 勤儉貯蓄とは如何なるものか

此に於て勤儉貯蓄のことを少しく述べておかなければならぬと思ふ故に、聊か述べんに、勤儉とは讀んで字の如くで、勉めて儉約を守ると云ふことであつて、この勤めると云ふことは、血を流し、汗を絞り、涙を振つて儉すること

ある。決して心を痛めて迄も、儉約せざるものは勤儉ではない、贅澤を省いた丈けのことである、何んの其所には勤の字があらうぞ。搗て、加へて勞するといふことは、この字義の中に加へられてあることはいふまでもない、則ち儉の中には働いてその日の生活費を得、その中より幾分を割きて別に除くといふ意味である。斯うするには慥かに血と涙がある。その血と涙を以て蓄へる物は、即ち勤儉貯蓄の金或は物である。

故に予等、勤儉貯蓄を目標し、幾分の資産を有せんと欲する者は、勞して儉を勤め、小に恥ぢず、大に贅せず貯蓄しなければならぬ。假令小なりと雖も、積み山となり、一荷廢せば川となるのである。然し食はず、飲まず、健康を害して儉を勤めよとはいはず、これは即ち勤儉にあらずして、守錢奴といふものである。守錢奴は國家の害にして、勤儉は天下國家を安泰にする要素たることを知らなければならぬ。

要するに自分の與へられた職分を、至ふし、決して他の天職を羨望せず、孜孜兀々、勉勵するに於ては、業盛んになりて、餘財生せん、假令餘財生せざるに於ても、差程苦痛を感せずして、貯蓄することをえん。さらば勤儉貯蓄の本旨に逆らざるのみならず、個人將來のためなり、延いては天下國家の隆盛如何に關るものである。豈に勤儉貯蓄を勉めざるべけんやである。

(2) 有利なる投資は金満家となる術であらうか

斯く論じ來たる消極的貯金法は致富術でないとしたならば、如何なる方法は適切なるものであらう。

然るに世間では、單に貯金として、幾分の金、或は若干の金員を、郵便局なり銀行に預け置き、日々、年々、増して行く、僅な利子に甘んじ、これが額の

欠

さもあらばあれ、餘程の商賣的豪傑家にして、一朝にして一家、祖先傳來の寶田貴畝を潰滅せるも、裸一貫となりて、尙甘んじ、餘裕罩々、營々業をなすと云ふ人ならば、八つ當りにこれをなすも可である。これには無論、精神を盡して機を視るの明なかるべからず、只だ盲進的にこれをやるべしと雖も、成功を望む以上は、機をも考へざるべからずである。

若し勇斷的——寧ろ蠻勇的の人でなかつたならば、盲進的投資は避くべきことである。失敗多くして成功望み難ければである。

これ迄は有利なる事業に投資する覺悟を論じてきたのであるが、その有利なる事業に投資云々とは、如何なることか、又有利なる事業とは如何なるものかは、章をかへていはんと欲す、乞ふ一讀せられよ。

(イ) 有利なる投資とは如何なるものか

有利なる投資とは、投資を善用することである。この方法は素より一二にして止まらない、或は確實なる會社の株券を買ふなり、將來騰貴の見込ある山林宅地を求むるなり、或は家屋を造營するが如きは、特別の場合の外、危険を伴はずして、然かも成功を必し得るものである。此に於て機を逸せず、機を見てその欲する事業に手を下すときは、又充分なる注意を拂ひ、撰擇を充分にする時は、頗る安全にして、極めて有利なるものであるが、所謂これは、消極的貯金法と積極的貯金法の中間である、故にこれは地味な貯金法として、一攫千金の幕には入ることができない。

これ等は有利なる投資の各種には相違ないが、幾分の危険が伴なつてゐるといはねばならぬ。その中會社の株券、土地の如きは、比較的危険なしと雖も、家屋の如きは灰燼の憂あり、小會社の如きは解散の懼があるのである。一朝露となりなば、千日の苦心、お庇一發に消えてしまふのである。

欠

ないものである。

(1) 勸業債券

單に債券といふものの中に、種々あることは、前章に述べてあるけれども、勸業債券と貯蓄債券のみを掲げて見やうと思ふのである。

(a) 勸業債券、これは日本勸業銀行が、その貸付資金を、收註せしめんがために發行する證書である、利子は比較的低く、且つ終始一定してゐるのである。此れに依つて收集し得た金は、或る年限の後には、抽籤の方法にて順次償還し、然もその都度割増金の制度を設けてゐて、幸運兒は一等其の他に當籤して、思はぬ福を得るものである。此くの如きが故に娛樂的有利の債券として扱はるゝこともある、萬一を歸して投機者流に歡迎さるゝこともある。

要するにこの勸業債券に割増金貼付せるがために、一種の僥倖心を挑發せ

しめ、債券購入者、陸續として、戸門に踵を接するの盛況をきたすのである。無論富籤的内容のなかつたときは、此くの如き盛況は覺束ないものと知るのである。あゝ、雨宮敬次郎の主張せるこの事蹟、如何に實業界の歴史に特筆さるゝのであらう。

(b) 諸會社の株券、これはその會社銀行に於て、貸付資金、事業創立及び擴張するために收集せんと、發行する處の證書であつて、抽籤方法のなき債券である。されば利子の如きは、その會社、その銀行に於て定めたる利率にするものである。

(2) 貯蓄債券

これは前に述べた勸業債券と略ぼ同じやうな、實質を有するものであるけれども、只だその異なる處は、明治三十七八年の日露戦役に隨伴して、生れた特

二 有價證券とは如何なるものであらうか

欠

斯の銀行は、日本勸業銀行法と云ふ特殊の法律によつて、營業されてゐる半官半私といつた容を帯びてゐる銀行で、資本金は四千萬圓である、銀行として資本金は聊かのやうではあるが、政府よりの保護あれば、萬が一にも潰れる憂のない銀行である。

斯うした銀行であるから、債券を發して他人より金を收集することもなからうと思ふが、然し券を發して金を收集するといふことについては、斯銀行に於て大なる目的あるからである。この目的は誰人と雖も知つてゐるには相違もあるまいが、左に章を別けて述べることとする。

(a) 勸業債券、この券を發行して、金を收集すると云ふことは、日本勸業銀行に於て、我が國の農工業の改良發達に費すべき資金の融通を計る目的を以てである。

抑もこの銀行の設立された理由は、我が邦の農業、工業の改良發達、池沼

道路の改築修理、これ等に要する資金を融通するの目的を以て、設立された銀行であるから、治水、植林、耕地整理、開墾、竝に製絲、紡績、水産等の各事業に投する資金の貸付をするのである。

此くの如く、農工業者に融通する金であるから、事業の性質上、長期に渉るものもあり、短期にて済むものもある。然し素より事業は事業であるから資金の固定することは當然である。況して利子低廉を以て融通するのであるから普通銀行の及ばない處である、それに普通銀行のやうに、預金を以て、固定する事業に融通することは不可能である。若し普通銀行の預金を融通するとしたならば、預金者の請求次第支拂はなければならぬ故、莫大な金を固定せしめなければならぬ。爾うすれば普通の資本金銀行の立ち行く處ではない。

於此で、農工業者の目的に副ふやうに、普通銀行預金以外に、財源を案出

欠

以て、貯蓄債券法を發布し、日本勸業銀行に託して債券を發行せしむることとしたのである。これが即ち貯蓄債券の發行された理由で、その収集した金額は、勸業銀行では貸付に利用せずして、日本勸業銀行の預金と云ふ名義の下に、全部大藏省預金部に納入したのである。

素より此の貯蓄債券は、特別の場合に發行されたものであるから、永久に發行を繼續するといふことはない。乃ち明治三十七年九月から同三十九年二月に至るまで、通計十二回發行されたのであつて、總額金二千百萬圓である。(d)戦時貯金券、近頃の物價騰貴したといふことは、何人も知らざる事ではない。その源泉は時局の影響といはねばならぬ。されば下級社會迄も、収入増加して懐中頗る豊饒となり、従つて濫費するや甚だしくなつてきたのである。故に活動館は盛況を極め劇場は満員を呈す、煙草は又賣れ高激増を見る。その他遊興場の繁昌は、要するに収入増加のためである。

而して今回發行された戦時貯金券は、専ら労働者の濫費を防ぐために設立されたもので、換言すれば、収入増加より来る、人間の墮落、品性の失墜を救済し、一種の共產主義を以て發行したものである。

若し此くの如き主義、政府になかつたとしたならば、労働社會に於て、盲目的に濫費された曉は、戦後の經濟果して圓滑なるや否や、實に思はるゝのである。政府は此の點に留意いたし、歐米諸國の政策、物價の調節等、各方面から研究した結果、此の舉に出たものである。

これより曩き、日本勸業銀行が、勸業債券十圓のもの五百萬圓を發行した時に、大藏省はその係員に囑託して、労働者間の景氣を調べたことがある。すると九州北部及び大阪、名古屋を中心として働く各地の労働者の中には、月收百圓の労働者はぞろであり、中には月三百圓の者もあつたのである。此くの如き盛況であるから、料理屋に於ても上流者の宴會より職工の宴會を喜

ぶといふ有様であつたのである。斯うした大景氣であつたから、發行された五百萬圓の債券は忽ちにして賣れ切つたのであつた。

これを回顧すれば、今日の景氣はそれ以上であることが知れる。すると今回發行の一千萬圓の債券忽ち盡きるだらうと當局者が考へたのである。が若し社會を斯うして此の儘に放捨て置いた時は、この好景況に有頂天となり、盲目的に濫費し、戦後の經濟なにかあらんとやらるゝやも量られない。若し戦後も亦今日の如き盛況であつたとしたならばよいが、榮枯盛衰世の習ひ、戦後は必ず工業不振となるに相違ない、その時に至つて彼等は蘆生の夢を視せしむるは、彼等の爲めに嘆かはしき至りであるのみならず、國家としても大なる不利益であるから、政府としては今の中にこれを防がなければならぬのである。故に今回一千萬圓の戦時貯金券を發行して彼等の濫費、物價の騰貴を防がんとしたのである。(物價の騰貴原因といふものは、吾人舉つて贅澤

するからである。即ち日用品を贅澤に使へば、又た物品を贅澤に買ひ入れ置く時は、品物が減じて需要者に行き渡らなくなるのである。すると娘一人に婿八人の感となり、お互引つ張り爪となつて、君は一圓にて買ふなら僕は一圓十錢にて買ふの圍圍にて、お互に騰貴せしめ、それが一般に及すのである。かくするを互に控目にするときは自然物價が低廉となり、調節されるものである。吾人十年を一日の如く平等に生活する時は、生存上に於て盛況なく、凋落なくして暮らさるゝものであるから、奢る平家に二代なし、一筋道に生活し、餘財あらば國家降昌のために盡されたきものである。)

英國の如きは、民間の有力者に依つて國民貯蓄委員を設けられ、立派な人物が舉つて貯金を奨励するといふ、又市役所に於ては市營銀行を設け、小口證券を發行して、民間の濫費を防ぎ、物價の調節を量り、貯金精神を奨励して、業を勸め生活状態を一ならしめんとしてゐるのである。米國でも亦然

致富成功法

り、佛國は又盛んに少額債券を發行して金を收集し、獨逸は強制的に人民に金を蓄めさしめるのである。而して我が國が貯金券によつて得た金は、全部地方産業奨励のために、各事業の資本金として低利融通し、都會の商工業にも同様融通することゝなつてゐることである。爾して此の貯金券は戰爭終了後一ケ年を経過すれば發行せぬことゝなつてゐる。

右、これら債券に依つて、毫も危険なくして確實に年利四割以上二十八割までに資金を運用することができる。爾して此等の金を日を追ふて積み重ねるときは、千となり萬となり、欲する金高を得るに至るのである。

此に於て債券發行歴史及び各種別債券一覽表を掲載することゝするから、記憶の一端に供へてもらいたいのである。

四

勸業債券一覽表

回別	發行額	發行年月日	期限	掲置期	利率	株別	千圓	五圓	三圓	百圓	十圓	五圓	合計金額
第四回 (五分利)	1,000,000	明治三十一年十一月一日	同十二月十六日	十六	七一	以初降	—	—	—	—	—	—	1,000,000
第五回	1,500,000	明治三十二年六月一日	同六月十六日	十六	七一	以初降	—	—	三	七	—	—	1,500,000
第六回	1,000,000	自明治三十二年十一月二十五日 至同月三十日	同十二月十六日	十六	七一	以初降	—	—	—	五	七	—	1,000,000
第七回	1,500,000	自明治三十三年五月一日 至同月五日	同九月九日	九三	十四	以初降	—	—	—	九	二	—	1,500,000
第八回	1,000,000	明治三十三年十一月廿二日	三十四年一月七日	七一	八二	以初降	—	—	—	三	七	—	1,000,000
第九回	1,000,000	明治三十四年一月二十二日	同二月八日	八二	九三	以初降	—	—	—	三	七	—	1,000,000

四 勸業債券一覽表

第十回 (右同)	第十一回 (右同)	第十二回 (右同)	第十三回 (右同)	第十四回 (右同)	第十五回 (四分厘利 廿圓券)	第十六回 (右同)
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
明治三十四年五月七日	明治三十四年十月二十二日	明治三十四年十二月廿三日	明治三十五年五月七日	明治三十五年六月二十三日	明治三十五年九月三十日	明治三十六年一月二十二日
同	同	同	同	同	同	同
月年	月年	月年	月年	月年	月年	月年
十五	十五	七	十五	七	十四	八
九	九	八	八	八	九	九
初回	初回	初回	初回	初回	初回	初回
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三
七	七	七	七	七	七	七
一	一	一	一	一	一	一
二,五五〇	九,〇四五	八,〇二五	八,〇二五	八,〇二五	八,〇二五	九,〇三〇

第十七回 (右同)	第十八回 (右同)	第十九回 (右同)	第二十回 (右同)	第二十一回 (右同)	第二十二回 (右同)	第二十三回 (三分六厘 復利五分 十圓券)
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000
明治三十六年四月七日	明治三十六年六月八日	明治三十六年十月二十二日	明治三十六年十二月七日	明治三十七年六月二十二日	明治三十七年九月七日	明治三十九年六月二十日
同	同	同	同	同	同	同
月年	月年	月年	月年	月年	月年	月年
十四	七	一	七	二	九	三
十	八	六	八	九	十四	十
初回	初回	初回	初回	初回	初回	初回
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三
七	七	七	七	七	七	七
一	一	一	一	一	一	一
九,〇三〇	九,〇三〇	九,〇三〇	九,〇三〇	九,〇三〇	九,〇三〇	九,〇三〇

第四十二回 (右四組同)	第四十三回 (右四組同)	第四十四回 (五分圓券)	第四十七回 (右三組同)	第四十八回 (右三組同)	第四十九回 (右三組同)	第五十回 (右三組同)
3,000,000	4,000,000	4,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
九月三十日	十二月十五日	三月三十一日	七月三十日	九月三十日	十二月十五日	六月三十日
元年十一月	元年二月	二年五月	二年八月	二年十二月	二年三月	三年九月
自至 八十五回 至八十六回						
一五七三						
十六						
初回						
二〇						
三	三	三	三	三	三	三
六〇						
五〇						
四一,〇〇〇						

第五十二回 (右三組同)	第五十四回 (五分圓券)	第五十五回 (五分圓券)	第五十八回 (五分圓券)	第六十三回 (右四組同)	第六十四回 (右四組同)	第六十五回 (五分圓券)
3,000,000	3,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	5,000,000
六月二十日	九月二十五日	十二月十日	四月三十日	九月三十日	十二月十五日	六月三十日
三年九月	三年十二月	四年三月	四年七月	四年十一月	五年三月	五年六月
自至 八十五回 至八十六回						
一五七三						
十	十四	十四	八	三	三	十
初回						
二〇						
三	三	三	三	三	三	三
二七						
四六,五〇〇						

備考

○當籤債券の元金、割増金及び月割利息の支拂期は總て抽籤期の翌月なるを以てこれを省略する。

○償還期限は總て勸業債券は据置期限後四十ケ年以内、貯蓄債券は募集後二十ケ年以内に付き表中より省略する。

○貯蓄債券は、總て第十六回の抽籤を了はれり、依つて其の償還額並に割増金は之れを省略する。

六 勸業大券一覽表

毎回償還額は第四十回に限り毎回五萬圓以上、其は其の都度これを定むるものなるにより表中よりこれを略す。又債券中特殊のものもこれも略す。

回別	券面額	募集額	年月日行	据置期間	償還期間	月給抽	拂支子利
第三十三回 (五分利)	一、〇〇〇、〇〇〇	七、五三〇、〇〇〇	明治三十四年七月二十日	自明治四十三年七月二十一日至明治四十六年七月三十一日	据置期間後二十ケ年以内	七一	八二
第三十四回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	九、九七五、〇〇〇	明治四十三年十月三十一日	自明治四十三年十一月一日至明治四十八年十月三十一日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第三十六回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三三〇、〇〇〇	明治四十四年五月十五日	自明治四十四年五月十六日至明治四十八年三月三十一日	据置期間後二十ケ年以内	九三	〇四
第四十回 (五分五厘)	一、〇〇〇、〇〇〇	六、九四五、〇〇〇	明治四十五年四月三十日	自明治四十五年五月一日至明治四十八年四月卅日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第四十五回 (六分利)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇一、〇〇〇	大正二年五月十五日	自大正二年五月十五日至大正五年五月十五日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第五十一回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大正三年五月十三日	自大正三年五月十三日至大正五年五月十三日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第五十三回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大正三年八月十一日	自大正三年八月十一日至大正五年八月十一日	据置期間後二十ケ年以内	七一	八二
第三末號 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大正三年八月十一日	自大正三年八月十一日至大正八年七月三十一日	据置期間後二十ケ年以内	七一	八二

回別	券面額	募集額	年月日行	据置期間	償還期間	月給抽	拂支子利
第三十四回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	九、九七五、〇〇〇	明治四十三年十月三十一日	自明治四十三年十一月一日至明治四十八年十月三十一日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第三十六回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三三〇、〇〇〇	明治四十四年五月十五日	自明治四十四年五月十六日至明治四十八年三月三十一日	据置期間後二十ケ年以内	九三	〇四
第四十回 (五分五厘)	一、〇〇〇、〇〇〇	六、九四五、〇〇〇	明治四十五年四月三十日	自明治四十五年五月一日至明治四十八年四月卅日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第四十五回 (六分利)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇一、〇〇〇	大正二年五月十五日	自大正二年五月十五日至大正五年五月十五日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第五十一回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大正三年五月十三日	自大正三年五月十三日至大正五年五月十三日	据置期間後二十ケ年以内	〇四	一五
第五十三回 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大正三年八月十一日	自大正三年八月十一日至大正五年八月十一日	据置期間後二十ケ年以内	七一	八二
第三末號 (右同)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	大正三年八月十一日	自大正三年八月十一日至大正八年七月三十一日	据置期間後二十ケ年以内	七一	八二

第五十六回 (七分利)	第五十七回 (右同)	第五十九回 (右同)	第六十一回 (右同)	第六十二回 (右同)
五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三月十日	三月三十一日	五月三十一日	八月二十日	九月一日
自大正四年三月十一日	自大正四年四月一日	自大正六年五月三十一日	自大正四年八月三十一日	自大正四年九月二日
至大正六年三月十一日	至大正六年二月一日	至大正六年五月三十一日	至大正六年七月三十一日	至大正六年七月三十一日
据置期間後十八ヶ年以内	据置期間後十八ヶ年以内	据置期間後十八ヶ年以内	据置期間後十八ヶ年以内	据置期間後十八ヶ年以内
八二	八二	一一五	七一	七一
九三	九三	一二六	八二	八二

七 債券の種類及び番號と組數

(a) 勸業債券は、今日までに第六十五回發行されてゐるが、この中一、二、三、四十六、及び六十回の券面額は償還濟となつてゐる。(この償還濟となつ

てゐる分は表中より削除してゐる。)

此くの如く逐次、券面額償還されると共に、今後尙ほ次第に、前述せる目的を以て發行されるものと思ふ故、新債券に依つて金儲すること落膽する必要はないのである。

(b) 貯蓄債券は「右に掲げある表中にあるが如く、い號からを號まで十二種あるのであるが、これが最終といふものにもあらざるべく、今後再び出現するの折やあらんと信ずれども、若しこの形式を以て、再現せざる迄も、何等かの形を有して出現せんと思ふ。故に又この種の債券を以て、金儲することの難からざるを信するものである。

(c) 戦時貯金券は、貯蓄債券のやうな性質を帯びてゐるものである。故に貯蓄債券の化身といふも可なりと雖も、發行目的、その他總べての方法までも似通つてこそをれ、予の眼にて見るときは、獨立をなしてゐるものといふのであ

る。さもあらばあれ、時局去り新時代來るときは、この債券の姿は、これも亦變化するのであらう。或るいは前述の貯蓄債券の姿となつて、吾人にお目見得するなるべしと信するのである。

(d) 番號、抽籤及び償還、その他の必要上、各種債券には各々番號が記入してあるのである。それだから假令無記名であつても、第何回勸業債券の何號といへば日本銀行より發行さるゝ紙幣同様、他に一枚も同番號の無いがため、誤を生ずるといふことはない。或は何號貯蓄債券の何號、又は戰時貯金券の何番といふも、同番號の物二枚あるの憂はないのである。

此等債券番號は、一番から十萬番まであるわけであるが、種類によつてはそれ以下のものもある。つまり當局者は時の趨勢を鑑みてかくなるものと思はるのである。されど債券の性質に於ては毫も變りはないのである。

(e) 組數、これは同種類の債券を多數發行する時に、一番から次第に番號を進め

て行く時は、大多數の番號となる。然も番號が若し十萬を超えるやうなことがあれば、取扱上甚だ不便を感じるのである。故にこの不便のなからんやうに、組數に分けたものである。假へば券面十圓の勸業債券を五十萬通發行したとしたならば、債券を五組に分けておくのである。即ち一番から十萬番のものを五つになし、一の組の何番、二の組の何番と云ふ風にして、後日に至つて混雜のないやうにしておくのである。尤も此の組數は債券の種類に依つて、又は發行數の少ない時は、此の組分はないのである。爾して最も組分の多いものは、貯蓄債券の號であつて、十萬通づゝ十三組に及んでゐるのである。

八 各券面に對して額及び利率と利札

勸業債券の額面、小券に於ては十圓と二十圓の二種類であつて、これには割

増金が附いてゐるのである。又大券には五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及び一萬圓の六種があり、これには割増金が附いてゐないのである。

利率は、普通の銀行預金に比べると、迥かに劣つてゐる。又或る種に至つては、郵便振替貯金の利子にも及ばぬものさへあるのである。つまり是れは割増金から起る特別の理由である。故に靴取賣買を目的とする一部の人以上は、皆此の割増金あるがために應募するのである。

ある學者はこの方法をかれこれいふものがあるけれども、それは人間と云ふ者を知らざる間抜け學者であつて、學者たるの價値のない屁理屈屋である、そんな者が日本にゐるうちは日本の發達することは覺束ないのである。なんとすれば人間は皆、幾程米石あるにしても慾には限りのないものである。而して勸業債券貯蓄債券その他の債券を發行して、勤儉貯蓄の精神を鼓吹すると云ふは他動的のことであつて自動的のことではない、尤も永いうちには政府の精神を

量り、勤儉貯蓄の精神を函養するに至るべきも、先づ最初は人間の弱點を應用して手段を廻らし、射倖投機の方を利用し、割増金附の債券を發行して、投機の精神に應ずるのである。即ち目的を達するには手段を擇ばぬとはこのことである。

然り而して債券の利子は、發行の時期に依つてそれと不同はあるけれども、勸業債券にして小券は五分、四分五厘、三分六厘の三種である。又大券は七分、六分、五分五厘、五分の四種である。爾して貯蓄債券は總て三分である。今度の戦時貯金券は額面五圓に對する割引は、一時拂なれば九十錢、引換拂なれば一圓である。割引額が二割五分に當たるのであるから、最終の年に於て償還せらるゝ者であつても、尙二分五厘の利廻りに相當り、割増金其の他を加へる時は、平均利廻り五分五厘となるのである。

爾して利子は總て支拂期日開始後、取扱店なり代理店へ利札を持参すれば、

直ちに現金と引き換へることゝなつてゐる。尤も勸業債券の利札は、五十錢迄は一枚に付いて所得税一錢を引かれ、五十錢以上になると、利札にて額面の千分の二十控除されて、現金と引き換へされるものである。

それから利子支拂期は、債券によつて相違あるものであるが、その債券に對する支拂時期以前に於て、債券より切り放したる利札を以て、現金と引き換へるといふことはできない。又た此の利札を以て現金と引き換へるにしても、五ヶ年以上の経過した利札であつたならば無効力である。それは整理上から出來た法則である。

次に割増金及び償還の方法を述べなければならぬが、それは章を改めていはんと欲するのである。

九 割増金と當籤方法

割増金とはどんなものであるかといへば、借りた金に對する利子といつてもいいのであるが、さうばかりもいひない。なんとすれば、五圓、十圓、二十圓の債券に對して五百圓、一千圓、二千圓といふ、莫大な金を支拂ふからである。これは則ち前にもいつてある通り目的を徹す一つの方法であることを知らなければならぬ。然るに此の方法を目的として一攫千金の兆あるとは、面白いコントラスではあるまいか。

爾して此の割増金は、抽籤の時に、豫め定めてある等級に従ひ、一等に當つた債券には最高の額を付け、二等以下は次第に低額の割増金を付け置くのである。尤も初回の一等、二等、其の他の等級に於ての通数は、優待であるけれども、次回、三回となるに順つて通数も減じてくるのである。爾して當籤せる債券に對しては元利共（即ち券面額と割増金とを支拂はれる故に、自分の所持せる債券番號が、當籤番號と附帶せる時は、債券一枚と券面額と割増金とを取り

換へるものである)償還されるのである。無論その金高や通数は個々については一定してゐるけれども、割増金付きの通数は、前述の如く番號相應及び回数相應、又種類相應に違つてゐるのである。例へば何々により何年間若しくは何回までは幾通ついで、爾後は幾通づゝと減じてくるのである。

即ち勸業債券は一等二千圓、貯蓄債券は一等五百圓、戦時貯金券は一等千圓であるが、初回の當籤債券の通数は多く、次回、三回となるに順つて當籤債券通数は少なくなつてくるのである。

此のやうにある通数のうちに、一等當籤は數少ないといつても、あることはあるのである。故に誰にか運の好い者には慥かに當るものである。

その運のことについて予の知れる丈けを述べて見やうと思ふが、予は素より身の上見、則ち易者のやうな者でないから、理屈詰めたることをいふことはできない。然し予の信頼し發表することのできる原則ともいふべきものは眞理で

ある。その眞理を吾人の胸中に得解してをれば必ず、自分の欲するものを手にすることが出来る。尤も眞理といへば六ヶ敷い言葉かも知れぬが、機を察し、機を應用するといふことを知つてさへをれば、容易に福の神を懐にすることができる。

されば機は何によつて知るかといへば、自分は第三者となり自分週圍の事件——如何なる僅なことでも、例へば鼠族盆を轉引返したやうなことでも——を細かに觀察し、又自分肉體に感ずる一少部の刺戟なりとも、又は夢の如きものに於ても、乃至は日々刻々出來てくる出來ごとを、緻密に觀察し、これを天と(大自我)解け合つて解釋するのである。すれば機は知れるものである。機到來せりと知つた曉は、とんでいで自分の欲することをなせば、その慾望を貫徹するものである。

觀相見と云ふ奴は、その人の顔面及び手掌に現はれたる機を見て、その機を

應用し、判断し、自分の意慳を加へて、その人に警告を與へるものである。例へば天文學者は、天文臺に於て、明日の天候を卜するに、天上界に起つてゐる風の次第を測つて發表するものである。雨にせよ風にせよ俄然地球上に現はれるものではない、その時々刻々の前、或は二十四時間前、或は二三日前に兆候を齎らすものである。然り無意識の風雨雷霆も尙然り、況して人間に於て俄然機に浴し、幸運來るといふことがない。然し焉に於ていふべきことは、人間には機こそ來れ、幸運は來るものにあらず、機熟さは幸運我が方に顔を向けるのみであるから、手を延べて取らざれば掌中の物となるものではない。故に機來たらば、或は機熟したりと知つたならば、自ら進んで我が欲する業に手を出し、或は資金を投ずるのである。然するときは幸運來るにあらず、掌握することが出来る。

無論これには忍耐と努力は供なつてゐるけれども、機至らざる時の忍耐努力

よりは適かに樂なものである。

爾して此の機、人間一生の中には必ず一度は最大機が來るものである。これを易者にはしむれば最大幸運とでもいふのであらうが、予は最大機といつてをる。それから人間一生を盛、壯、老の三つに別けておく、爾して盛に一度、壯に一度、老に一度の大機が現はれる。然し盛、壯の大機は一番盛んである。それから十年に一回の中機が現はれる。又一ケ年に一回の小機が現はれる。又一ケ月一回の小の大機が現はれ、又一日に一回の小の中機が現はれる。又一間に一回の小の小機が現はれる。此のやうに人間には機といふものが現はれ、幸運が顔を向けて來るものである。

此れ程人間には機といふものが現はれてくるのに、その中一回位機にありつきさうなものであるのに、社會に貧乏人のあるのは如何なる理由かといふに、人は實に我儘な者で昵として考へてゐるの時がないから、機が來てもそれを捉

へることができないのである。或者は遊蕩の際機を取り遁がしてゐるかも知らん、或は貧苦、或は怠惰、或は病弱、といったやうなものに支配されて、折角の機を遁がすに至り、一生貧乏で暮らすやうになるのである。

此くの如く自分で自分を判断し、債券を買ふ時は、必ず好い籤にあたりつくものである。運は決して来るものにあらずして、機を察し、進んで捉るものである。例へ一等等籤せざるとも、債券の如きは利子の附いてくるものであるから、利徳こそあれ泥田に金ではない。況してこの債券に依つて金満家となつた人のあるに於てをやである。

一〇 債券額の償還

償還といふことは、債券発行の形式によつて借り入れた金を返すことである。勿論債券は株券と異なつてゐて、臨時に借り入れた金に對する證券である、故

に當然返済せねばならぬ金であるといつて、普通借金のやうな返済の方法とは違つてゐる。尤も異つてゐなければ本部なる勸業銀行では、始終貧乏どころか、借金質に置いて、それでも破産しなければならぬ、故に前述のやうな方法を以て償還するのである。すると少しの遣り口が違つたばかりで、割増金といふ恩點に浴するのである。

乃ち債券発行後、ある期間を据置期間として返済しないのであるが、此の期間が経過すると、勸業債券は四十ケ年の以内に、貯蓄債券は二十ケ年の以内に戦時貯金券は十ケ年の以内に、全部を償還することゝなつてゐる。爾して此の四十ケ年、二十ケ年、十ケ年の間に、割増金を附し、籤を以て徐々に償還して行くのである。

爾して債券は、流通を便ならしめるため、どの債券も皆無記名である。それで何某が持つてゐるといふことは、発行元では知らないが、発行元の臺帳には

債券の番號は明記されてある。故に決して誤りと云ふことはない。又賣買をいたし、甲より乙に移轉しても、勸業銀行に於て支拂ふ時はその額面に對して支拂ふのであつて、甲や乙の人に支拂ふのではない。つまり新聞に廣告した當籤番號に相當した番號の債券所持者に、債券引換に現金を支拂ふのである。

一一 抽籤の方法

債券額の償還のことは已に述べたから、此度は抽籤の方法を述べなければならぬ。

そこで鞘取賣買をする者であつても、割増金を希望する者であつても、抽籤の度數の數多いものがよいのである、それは僥倖の意味も含んでゐるのである。然し債券の種類に依つては、年に一回抽籤のものもあれば、二回、三回に至るものもある。爾して前述せる通り、初めの間は三回づゝあつても幾年の後から

は、三回或は一回となるものもある。抽籤の月もさうである、一定はしてゐないとしても、今日頃は随分債券の種類は多くなつたのであるから、そのうち何れか當月抽籤さるゝものである。それで兎に角各當月の初日、若し初日曜日であつたならば二日、日本勸業銀行構内の抽籤場で抽籤執行するものである。このことは新聞紙に廣告もし、一般公衆の觀覺を許すのである。

此の外に臨時償還抽籤と云ふものもあるが、これも矢張り日本勸業銀行構内にて執行するのである。

先づ抽籤する迄の順序をいへば、日本勸業銀行に於て、債券を發行するや直ちに、債券の發行通數——若し組數の設けた時は一組分のものだけ——に相當するだけの球を新らしく造つて、その球の面に、債券と同じ番號を彫り付けて置くのである。

その球には木製のものもあるが、アルミニウム製のものもある。この二種

の中で木製のものは、直徑四分、厚さ一分位の平べたい球である。アルミニウムのは、舊五錢白銅貨のやうなものである。爾して此う二種に區別してあるゆえんは、これは抽籤器に二通りあるからである。

とにかく出来上つた番號球をズツク製の大きな袋に納れて、重役が嚴重に封印をなし、町寧に保管して置くのである。

前にもいつた通り抽籤器には二通りがある。一ツは太鼓形のもので、も一ツは榊形のものである。太鼓形の抽籤器は鐵で造つたもので、廣目屋の太鼓形金箱のやうなものである。爾してその全部に金網が張つてある。これは歐米各國で用ゐる抽籤器に改良を加へたものである。第二十三回までの勸業債券と、貯蓄債券の全部に對して軸籤に用ゐられたもので、高さ五尺五寸、直徑四尺五寸、幅二尺の器である。爾して高さ三尺五寸餘の木製枠の上に据ゑつけられてあるのである。

それから榊形抽籤器は、錢骨の正方形のもので、四面には厚い硝子が張つてある。これは曾つて勸業銀行は、廣告をして懸賞募集のした圖案に基いて製作したものである。第二十回以後の勸業債券に對する抽籤に用ゐられたのであつた。高さは約四尺、直徑は二尺二寸四分にして、前者の太鼓形抽籤器を載せてある枠より小形な、錢製の枠に載せてある。

いよく抽籤の時となると、例のズツク製大袋を持ち出して、抽籤器の中に球を入れる。機を幾度となく廻轉せしめて、納められた球の充分に混合せしめられたとき、木の細長い棒で——その棒の先に、球一個だけ容るべく穴の刻つてある取出棒を、抽籤器の取出し口へ挿し入れて、多數の中の球一個を釣り取るのである。すると屹度その一個は慥かに穴へ入つて引き出されるのである。それでその一番先き出た球の番號は、一等割増金附きの最も芽出度い債券の番號となるのである。次に取り出された球の番號は二等、次は三等となるのである。

る。爾して定め置いた番號まで抽籤したときは、その回の抽籤は終つたのである。

二二 債券の應用能力

かくして一等當籤を得るのであるが、若し一等當籤しなくつても、二等當籤しなくつても、債券その儘で運用することの出來うるは、恰も日本銀行より發行された紙幣と同様である。唯だ遺憾とする處は券面額のその儘に適用せざることもあることである。

そののみならず、財産の一つでもあり、貯蓄の一方方法でもある。何時まで所持してゐるにしても、少しも心配はない、時機の至るまでは必ず、金に利子を附して保管してくれるものである。

爾してこの債券は公債に均しいものであるから、その應用は實に廣いもので

ある。左にその用途を列擧して見るならば、

出納官吏及び執達吏、公證人の納むべき身元保證金に代用し得ること。

度量衡法により身元保證金に充つるを得る事。

工事又は物品賣買の競争に加はらんとし若くはその契約を結ばんとする者の保證金に代用し得る事。

新聞紙法、豫約出版法により管轄廳に納むべき保證金として提供し得ること（勸業債券）

森林收入未納延納の場合に擔保として提供し得ること。

臺灣に於ける新聞紙發行の保證金に代用し得ること（勸業債券）

郵便貯金に預け入れ郵便貯金規則に依り郵便官署に購入賣却及び保管を依頼し得ること。

貯蓄銀行條例に依り預金拂戻の擔保として供託し得ること。

國有林野產物及び製品賣拂代金延納の場合に擔保として提供し得ること。

臺灣酒造稅規則に依り擔保として提供し得ること。

臺灣度量衡規則施行規則に依り度量衡器賣下代金の擔保として納付し得ること。

臺灣酒精出港稅徵收猶豫及稅額免除規則に依り擔保として提供し得ること。

朝鮮總督府營林廠木材及製品賣拂代金延納擔保として提供し得ること。

樺太廳に於ける生産物賣拂代金延納の擔保として提供し得ること。

内務省、農商務省、大藏省、司法省、陸軍省、海軍省、逓信省に於ける入札

又は契約の保證金として提供し得る事。

これらは公認せられた債券の活用であるが、尙此の外にもその用途少くはない。即ち債券を擔保として金を借るやうな事、會社の身元保證金、商取引の擔保品、又は賣却して現金に引き替へる、など云ふその應用極めて廣く。勸

業債券の大券の如きは、大正四年三月、日本銀行見返り擔保品に指定されたから、經濟的價値は益す發輝したたのである。

此くの如きを以て、これら債券を利用して、實に驚くべき資金運用の妙策あることを知らなければならぬ。搦てこの資金運用の結果、如何程の金儲あるかは驚くべきことである。これら資金運用の策、資金運用の結果の金儲は本書の主眼である。乞ふ一讀せよ。

一三 債券發行頒布方法

債券を發行するには、二つの方法がある。一つは賣出募集で、も一つは普通募集である。

(a) 賣出募集 割増金附の勸業債券や貯蓄債券、又は戰時貯金券は、何れも賣出し募集の方法で發行されるのである。之れは豫め新聞、その他の方法で、

債券の條件及び賣出し期間が公布されるのである。これに依て多くの人の手に容易に入るのである。

(b) 普通募集 これは最初募集總額、發行價格、券面種類、利子歩合、申込及び償還の方法等の條件、竝に證據金等の要項を公告して置くのであつて、銀行では締切後に於て順次申込價格の多いものから募入するのである。爾して普通募集に係る債券は、全く勸業債券に限られ、且つ償還の場合に割増金を附けない定めてあるが、その代りに利率は比較的好いのである。加之ならずその額面は大抵五十圓以上一萬圓まであつて、俗に之れを大券といふのである。この大券は主に資産家乃至團體の間に所持されてゐるものである。

(1) その應募方法

初穂にありついて鞘取の方法を廻ぐらし一儲せんものと、賣出し同時に逸早

く債券を手に入れ、抽籤間際に、値の出たのを見誘し、忽ち賣り放つて利益を占める、これを鞘取賣買といふのである。又は千圓の當籤、五百圓の當籤を夢見て、債券を欲する人は、新聞の廣告、郵便局なり銀行なりに廣告されてある賣出しの事を知つたならば、その賣出し期間中に郵便局なり代理店で、現金と引き換へ買ひとればよいのである。

その他月賦で買ひ入れる方法もあるが、これは章をかへて述べることにする。それから大券の應募方法である。これは代理店なり取扱店に行けば、申込用紙を無料で交付される、それに申込通數と一通に對する申込價格等を記入し、爾して一定の證據金を添へて、その募集締切の日までに差出せば、募入を決定されるのである。

一四 債券の損傷及び事故のあつた時

債券を粗末にする人もなからうが、天災地變といふやうな、特別の原因から、或は債券が汚れたり、変色したり、或は破れたり、皺が出来て、賣るに困る場合がなきにしもあらずである。そんな時は早速勸業銀行へ行つて、勸業債券なら一通につき金三十錢、貯蓄債券及び戦時貯金券なら十五錢の手敷料を支拂つて、新しいのと交換して貰はなければならぬ。この交換して貰ふにしても約一ヶ月は要するものと知らなければならぬ。

それから債券の滅却した場合、例へば遺失した時とか、盗難に遭つた場合の臨機の措置は、猶豫なく再度交附を請求しなければならぬ。

その再度交附請求の法を左に掲ぐればかうである。でこれには相當の證據を提出しなければならぬ。乃ち債券を喪失せし場合には、先づ債券の謄本と、喪失疏明書とを、公示催告手續申請書に添へて、發行人の裁判籍を有する東京區裁判所に提出するのである。裁判所では更らにその揭示場と、官報と新聞紙と

に、何債券の第何號を所持するものは、六ヶ月以内に届出つへし、此の期間經過後は該債券を無効とすると公告するのである。これを公示催告といふものである。

斯くて期間中に届出人がないとしたならば、今度は除權判決の申請をすると、裁判所は該債券を無知とすとの判決を降すのである。焉に於て其の判決謄本の下付を受け、之れを證據として愈よく勸業銀行に對し、再度受付を請求すると云ふ順序になるのである。

若し萬々一にも公示期間中に申出づる者があつたとしたならば、法律に基き別個の方法を以て争はなければならぬ。

爾して以上の手續を履むに要する諸費用は、勿論その本人の負擔であつて、その額は債券の通數に依つて、多いか寡ないかは決まるのであるが、大凡官報の方が二回で六圓、新聞の分が四回で十二三圓、それにいろいろの諸雜費で、

大變な高くなるものである、故に充分なる注意を拂い、保管しなければならぬ。今その保管法を左に述べやうと思ふのである。

一五 債券の保管法

鞘取賣買をする人は、是非手許に債券を置かなければならぬけれども、澤山の債券を所持して、これを世襲的財産とする方、或るいは旅行勝にて、留守しがちなる人、又は或る事情の下に、債券を家に藏つて置いては危険の憂ひあるとき、例へ憂なきにしても安全な保管法は誰人も欲することである。

それでその保管法にはいろ／＼あるけれども、就中安全な保管法は、逓信省に保管を委託すること、日本勸業銀行に保護預けするこの二法である。

(a) 日本勸業銀行に保護預け これをするには怎うしたならよいかといふに、一定の申込書にその證券の回別、記號、組數及び番號等を記入し、記名捺印

の上、印鑑とともに證券と保護預り手数料並に預り證券送附に要する郵税十錢を添へて申込み、相當の手續をいたし、預り證券を送附するのである。

又利札や償還元金や割増金は、その支拂期到達の都度請求あり次第に領收證と引き換へに渡すのである。

更らにそれらの金員を銀行に預けるのを便利とする時には、銀行所定の依頼書及び印鑑用紙に記名調印して差出すと共に、若干の預金をして、特別當座取引に加はへて置けば、銀行はその依頼に従ひ、利札、償還、元金及び割増金の總額が金五圓以上に達したならば、直ちに預金に振替へて通知を發するのである。

それで若し預ける證券が餘りに少ないときは、右の五圓以上に達するには幾分の時日を要する故に、普通額面總額は先づ三百圓を下らぬ程度で、此の方法を利用するは得策と思はるのである。

爾して保證預けの料金は、小券なれば一ケ年につき、額面金額百圓以下は十錢、同じく百圓以上は額面金額の千分の一である、又大券なれば、尤も金高にもよるけれども、小券よりは安いのである。

(b) 遞信省に保管委託 大きくいへば遞信省であるけれども、事務の取扱ふ所は爲替貯金局である。乃ち此れを委託する者は、必ず郵便貯金の預け人でなければならぬ。さらば貯金預け人で債券の保管を託するには、自分の便宜な郵便局に、保管請求書と債券とを同時に差出せば、遞信省でそれ〴〵の手續を運んで、證券保管通帳を交付するのである。そうして保管中に利札の支拂ひを受けたのや、元金の償還になつた分は、いづれもその人の貯金臺帳に貯金として振替へて登記されるのである。これが保管料金は勸業債券の小券なら一通につき五錢、大券なら各一通毎に五十圓券十錢、百圓券十五錢、五百圓券三十五錢、千圓券六十錢、又千圓以上は千圓を超過する毎に五十錢を

増すのである。

若し貯蓄債券ならば、一通につき三錢づゝの定めである。而して戦時貯金券も亦之れに倣ふのである。爾してこの取扱ふ所は全国各地にある七千餘の郵便局である。

一六 賣買値段

株式取引所に於ける定期取引の相場は、賣値と買値とが一致してゐるけれども、その他の現物の値段は、皆幾らかづゝ異なつてゐるものである。これらは日々發表さるゝ新聞紙上の値段表には、常に賣買仲値、若しくは標準値段と云ふ名稱を用ゐられてゐるのである。是れは仲買店が實際に取引する賣値と買値との中間を取つたものに外ならないのである。こんなことは随分應揚に出來あがつたもので、正確に仲値の實をあげてゐないものである。それが證據に賣らん

とすれば、仲値より遙かに安く、買はんとすれば仲値より可成り高くなるのである。この高低する着額が現物仲買商の利益となる理由であるから、此くの如く標準値段ができてゐるものである。

然し債券の賣買方法の如きは、これと全くその趣を異にしてゐる。乃ち最初から賣値、買値とを公然明かに區別して發表してあるのである。蓋しこれは債券仲買業者間の一般の習慣であつて、今日は殆んど仲値で商賣をするものはないのである。されど勸業債券の中の大券のみは、従來額面百圓に就いての仲値段を發表するの例になつてゐるものである。

此の如く、賣値、買値を公然明かにして置くといふことを、彼等業者に言はするときは、此の方法は一面に於て利益の額を暴露する理由であるから、これを取扱ふ商人に取つては餘り得策ではないといふけれども、然しそれらの債券は元來が株式のやうに、日々値段が高低著しいといふでもなく、それに金額

の極めて少ないものであるから、一般取引の便宜上から見ると、むしろ適當といふべきである。

然し、然し、焉に最微の注意を拂つて視るときは、この極めて金額の少ない物の中に、確實無比、簡易なる利潤あることを熟知しなければならぬ。則ち何の苦もなく莫大なる利殖法の行はれつゝあることを知らなければならぬのである。然しこの利殖法を世間では未だ知らないでゐるらしいが、追々この利殖の法を應用する人が出來てくるかも知れぬ。なれども當分はあつた處で稀有のことであるから、金を貯めんと欲する人は、早くこの法を採用するは策の得たものである。

(1) 賣買値段の開き

現在行はれつゝある値段發表の方法は、稍々適切なものなりといふものゝ、

而し一度び賣買値段の開きを見る時は、その開きの大きいことには驚くの外はないのである。それだけ仲買商の利益高は多いと云ふことが知れ、その裏面に於て需用供給の點が、如何なる作用をなしてゐるかと言ふことが推了ができるのである。それがため比較的賣買取引が頻煩となり、仲買業者の殖えてくる理由である。

さて目下の處開きは、勸業債券は普通は十圓券二十圓券とも五十錢位であり、貯蓄債券は四十錢位である。又時としては勸債が四十錢、貯債が二十錢位のときもある。而して戦時貯金券の如きは推して知るべきである。

開きのことは已にいつたから、次は賣買値段のことを述べなければならぬ。(a) 賣買値段 これはいふ迄もなく仲買店なり取扱店なりが違つてをれば、時期は同じであつても、亦債券の種類が同じであつても、多少の高低がある。これは總ての商品と同じ理窟で、品のあるなしや、注文の多い寡いにより、

又はその他の事情によつて己むをえないことである。然しながらその相違はある程度までのことで、利廻りや需用供給の點などを考へて、合理的に打算するときは、決して破格な相違ではないのである。何はともあれ、最も廉い處から買つて、最も高い店に賣るといふは、上策であり、それは最も上分別といふものである。

此くの如く簡單にいひ破ればそれまでのことであるが、その廉い店から買ふといふことについては、一思慮を廻らさなければならぬ。さらば如何にしてよろしきや、次回を一讀せば了全たるべしである。

(2) 仲買店の選擇

吾人債券を買ふには、債券賣出し當時ならば、郵便局や銀行で取扱つてゐるから、そこへさへ行けば容易に手に入れることができるが、その後となつては

仲間融通で一枚二枚のことはどうともなるとしても、數葉以上となると、仲買店の手を経なければなかくに面倒である。乃で仲買店を利用するとすれば、普通現金の賣方の外に、月賦濟崩販賣、隨時濟崩販賣といふのがある。その外に擔保貸付の方法もあり、専ら毎月抽籤を樂しまうとする人のために組賣といふやうなこともある。それで此等の方法は、仲買店の營業案内を見れば委しく書いてあるから管々しくはいはないけれども、只だ現金賣買以外の方法で取引する場合は、充分に注意をして、信用ある店、及び信用ある物を選ばなければ、利薄きに到るやも知るべからずである。

右のやうに債券の賣買値段に關することを述べた以上は、債券相場の高低變動のあるは、何によつて來るかといふことを知つてゐなければならぬ。つまり知つてゐると知らざるとは、利を得るや如何に大なる關係のあることである。

一七 債券相場變動の原因

債券相場の變動する所以に二通がある、一は普通の原因で、他は特殊の場合である。

今それを類別して、明かにせんとするのである。

(1) 普通の原因

普通の原因といふのは、自然かうなつて、社會一般の相場を作るために、尤もこれは故意にはない、時勢の然らしむる處ではあるが、一般の債券に對し普遍的に影響を興へる、一種の勢力である。これを普通の原因といつて、更にこれを三つに類別することが出来る。左にそれを述べん。

(a) 需用供給者の多寡 人間が生存上に必需なる物品の高くなり、或は安くな

るといふことは、需用者が増してくるがためであつて、それに反比して物品製造物の少ないがためである。然るに需用者は員満に供給することができるとすれば、高くもならず安くもならず、現状持續である。近頃諸物貨の價格に大動搖を來してゐるといふことは、製造は充分にいつてを つても、需用者、則ち外國の需用者が大層殖いてゐるからで、つまり製造品不足して千客滿來なるがためである。債券の値段も亦此れと同じ理由である。債券の持主が多くなつて、は發行通數が比例しないとき、お互に値段せり上げられて高くなるのである。これをさして需用供給から來る債券値段の原因といふのである。

(b) 金利の高低及び利率 總て有價證券は、金利の高低に依つて、値段に著しい變動を來すものである。それと同時に債券も亦高低があるものである。則ち銀行の正質所有高が漸次増加して預金の利子が安くなつた時は、價格は高くなり、又その反對に金融が逼迫して、定期貸付利子が高くなつてくると下

落してくるのである。が委しいことは利廻りの章にて明かにせんとする故に此處ではこれ丈けにして止め、利率に就いて一言を試みんと欲するのである。

で利率の高いものは、その低いものに比し、價格が高値となつてくる、これはいふ迄もないことであるが、例へていへば五分利附きの債券よりも、四分五厘利附きの債券は安くなければならぬ道理である。

故に金利の高低及び利率の如何によつて、債券の相場に變動を來すものであると云ふことが知れるのである。

(c) 新債券の發行 これも債券の値段に大なる關係を有するものである。尤もたまには金融の状態で、特に言ふべき程の影響を各債券の値段の上に及ぼさない例もあるけれども、かの外國貿易の消長が、たとへ少額が入超若しくは出超であつても、暗に幾分の影響を株式市場に及ぼすやうな作用を爲し、或は舊債券の價格を下落せしめ、或は多少ともその騰貴を抑へるやうな傾きが

ないでもない。是れは外でもない、新債券を發行するに當つて、その賣行を良好ならしむるために、特に初回抽籤の時に、當籤通數及び割増金額を、比較的多くして、而して一般の購買心を起さしめるのが從來の慣例である。それで争つて新債券を買ひようとする結果、しばしば舊債券が賣り放たれるので、舊債券は幾分が下落するものである。

此等は皆普通の原因である。が、例へ普通なりとも、これらの原因を知らなければ、金儲の端緒とならぬのである。爾して特殊の原因は左に述べるところである。

(2) 特殊の原因

特殊の原因といふことは、債券相場に現はるゝ一種特別の諸要素を指していふのである。それで債券には獨特の性質があつて、株券の場合と同じやうに取

り扱ふことができるのである。のみならず同じ額面の債券でも、値段には、比較的高いのと安いのがあるのである。これにも普通の原因のやうに、分類が四つあるから左に次を追ふのである。

(a) 割増金の多少 割増金は債券の価値をつけるといつてもよいのである。だからこの割増金の多いものは割に高いものであり、少ないものは割に安いものである。例へば一等千圓づきの物よりも二千圓づきの分は割高といふものである。

(b) 抽籤の月と度數 これも値段に關係あるものであるのみならず、割増金に次ぐといつてよいのである。何となれば、抽籤の月及び度數の如何は、債券相場の變動に至大の影響を與へるからである。則ち同じ月に抽籤になるものが少ないと云ふ時には、値段が高くなり、抽籤になるものが多い場合には安くなるといふのである。たとへば第五十回の勸業債券十圓のもの、及びり號

貯蓄債券の如きは、毎年額面を抜くこと多大であるが、是れはつまり六月には他の抽籤債券が頗る少ないからでなければならぬのである。それから抽籤度数が年に一回のものは、二回のものに比べると二回のは安く、二回のは又三回のものよりも安くなつてくるのである。それであるから抽籤の月と抽籤度数とによつて高低があるといふのである。

(c) 償還通数と残存通数 又た毎回償還さるゝ通数の多いものは、その少ないものよりも値段が高くなつてくるのである。それから過去に於て償還された数が多くあつて、現に残存流通してある通数の少ない債券は、値段が割高となるものである。例へば第四、第五、第六回の如き勸業債券のやうな、目下の債券中で、最も年数を重ねた古い分で流通しつゝあるものは少ないのである。故に値段も順つて割高となるのである、爾してり號貯蓄債券の割高なる原因は前にも述べてあるが、その外にも一つの原因としては、り號のや

うな發行當時、財界不振であつたがために、賣行きが悪かつたので、その結果今日に流通せるものは至つて少ないのである。だから貯蓄債券中、毎つも最高値段を持つてゐるのである。故に償還通数と残存通数とによつて債券値段に關係あるものであることを知らなければならぬ。

(d) 抽籤と利子支拂期 抽籤と云ふことは、債券所有者の一番樂しむ所である。して見れば抽籤期の近づくに順つて、該債券に注目するものである。これに供なつて値段に於ても徐々高調を帯ぶるものである。是れは債券の獨特なる性質を發揮しての所以である。

抑も抽籤期は近づくに何せ債券が高調を帯ぶるかといへば、萬一を期する人の表思感情、この債券の上に集注し、より多く集めんとするからの原因と、只た楽しみに買ふといふ人の増してくるからである。つまり買手の増してくるからである。して見ると鞘取賣買を行ふ人達も多くなつてくる譯である。

されば買手多ければ靴取販賣店の金儲も想像し難いものではない。之れを要せば、抽籤期に近づくに従て、債券の値段があがると共に、靴取販賣する人も甘い味を占めるとの語は決するのである。

又た利子の支拂ひ期に近づくに順へ、債券の値段が高くなると云ふ事實は、いふまでもなし、利子の割合丈け高くなるものと見て差し支えないのである。だから一旦利落ちなれば、株式のやうに、債券の値段は利札金額に相當する程度の下落を見るのは寧ろ至當なことである。然しながらその時の經濟界の事情によつて、必ずしも下落するとはかりはいひない、反つて上値になることもないではないのである。

(e) 時季に依ての原因 一年中を通じて、概して騰貴の傾向ある月は新年から二三月の頃までである、その後は漸やう下向となり、更らに十月十一月の頃から徐々好勢に轉ずるのが例である。それとも四圍の情況が勃發するに及ん

では、右の通りといふこともできないが、最近一兩年間の狀況を察するに、能くこれと同斷である。

債券相場に變動をきたす諸原因は、以上述べたやうなものであるが、時としては特に云ふ程の激變もないことがある。或は同じ影響を被るにしても、可なり痛手の時もあり、微細なる時もある。さても債券の靴取賣買するにしても、先づ豫め此の相場高低の原因に付き、仔細に研究してかゝることは、決して徒らなことではない。爾しては原因を研り、結果を産み、——原因結果俱に探究して、債券價格の未來を測定推知し、以てその目的を充分に達せねばならぬことである。

一八 靴取賣買の方法は何んな結果を産むか

靴取賣買をしてどんな結果を産み出すであらうかといへば、一言を以て盡く

せば、好結果をきたす、直ぐに百萬圓の大資産家となれるといふことになつてくる。此の靴取賣買の法を知つてゐると、年利四割乃至二十八割にも運用できるのである。いざ靴取賣買の秘傳を七項に別ちて次に述べんと思ふのである。

(1) 値段高低の秘事

債券の賣買相場は、抽籤月の關係で高低すると云ふ理由は、前述せる如くであるが、一體其の高低すると云ふ幅と深さはどれ程であるかといへば、その債券の抽籤日から次回の抽籤前月までには、かなりの開きを來たすものである。現に貯蓄債券でさへ、大低三十錢以上の靴——則ち高低の差がある。爾してこれは仲買業者の營業政策として、どうしても此れだけの幅及び深さをつけなければ利益を見ることができぬといふことである。

更に實例を引いていつて見れば、と號は年二回の抽籤で、一月と七月である。大正六年一月の抽籤後の最低賣値段、即ち仲買から買入る、價格は、二月下旬に於ける五圓五錢で、七月抽籤の前月、六月初旬の買値段、即ち仲買に賣拂ふ價格は、五圓六十五錢であるから、丁度六十錢の靴が生きるわけである。又たり號は年一回で六月は抽籤期である。大正五年十二月末の賣値段、即ち仲買から買入る、價格は、五圓三十錢で、六年五月初旬の買値段、即ち仲買に賣拂ふ價格は、六圓十五錢で、正に八十五錢の靴ができてゐるのである。

又た第五十回の勸業債券の如きは、目下年三回の抽籤であつて、二、六、十月である。大正六年二月抽籤後二週間内の賣値段は十一圓五十錢、五月下旬の買値段は十三圓三十錢で、一圓八十錢の靴である。爾して之れが實際に靴取賣買したとしたならば、これを利廻りに換算する時は、と號は僅に三ヶ月餘の間に於て、既に一割二分に資金を運用したこととなり、り號は約四ヶ月間に一割六分二厘強を働いた實となるのである。又た第五十回は三ヶ月餘の間に、一割

六分七厘弱の利益を収めた形である。これを巧に運用するときは四割或は六割迄に利殖し得べき問題である。即ちこれを濡れ手で粟といはざるをえない處である。

(2) 鞘取賣買の標準

右に述べただけでは或は漠として、要領をえないかも知れない、此う思ふ老婆心より、一ツの標準をかゝけて、深く讀者に覺えて貰はなければならぬ、なんとすれば、今まで喋々せる前序後述の一攫千金の理由、この儀に於て徒費に屬せしむるに於ては、蟻の一穴より大堤破壊の感じがする。乞ふ讀者も注意を拂へ。述者は額に汗して容易に解するを得るやう勤むるのである。

さて貯蓄債券〇號の前年十二月末日の賣値段が四圓五十錢としておいて、それが二月一日の買値段が四圓八十五錢となつてゐるとするときは、一枚の債券

で十二月の末日に買つて、二月一日に賣るときは三十五錢の利得となるのである。若し之れを百枚買つて置いたとしたならば、その百倍三十五圓は利益として手に入るゝことができる。然かも此の標準で行くときは、最初買ひとつて、その欲する値段の出づるまでの資本金を寝かせて置く期間は、僅かに三十三日にしかならない。それを標準とし、一年三百六十五日を、三十三日づゝ切り上げて行くときは、十一回も此の方法を繰り返し行くことができる理である。若しこれが十回だけ調子好く運んで行くとしたならば四圓五十錢の資本金で、一年三圓五十錢、四十五圓の資本金で三十五圓、四百五十圓の資本金で三百五十圓の巨利をうることは易々の間である。

(3) 年利七割八分となる

貸屋經營しても、貸金を營んでも、今日二割以上に廻すといふことは困難の

一八 鞘取賣買の方法は何んな結果を産むか

至りであるにも係らず、年利七割八分の金儲手段のあるとは、とんでもない濡れ手で粟といはねばならぬ。或る人にははしめたならば、右の方法手段を廻らして、金儲をするといふことは、専門家でなくては出来ない仕事だといふかも知れないが、右の方法手段なら決して専門家に譲るの至難道ではない、素人で結構、餘業にも出来る、内職にもできる、いと易い金儲けである。金取る苦限は死ぬ苦しみではない、寝て、棚から牡丹餅よりも甘すぎる金儲である。況んや投機的なる商賣でないから、安全で確實なる利殖の法である。殆んど金儲手段としてはこれに上越す策はあるまいと思はるゝのである。

唯だこの方法を実行するに於いて、最も注意を拂ふべきことは、利鞘を懐に納めて、直ぐに次ぎの債券を買ひ込むときである。則ち抽籤が済んだなら、その債券は忽ち最低値段となるとは決まつてゐないからそれを注意してゐることである。尤もその時の事情によることであるけれども、差しつめ抽籤日の翌日

が、利拂期に相當して居るものが多いからで、單に此の點から見ると、最低値段に若干の利札の金高だけ割増になる理窟で、これ丈け、値段を高く見積らなければならぬのである。それだからそんな債券は翌月か或は翌々月以下の適當な時を見計らつて買ひ入れて置けばよいのである。のみならず抽籤は債券の種類によつ（表を見られよ）て、年に一回のものもあれば二回のものもあり三回のものもある。故に早まつて抽籤が了つて、直ぐに買ひ入るゝときは、半年も一年も、資本金を寝かして置くやうなことゝなる。こんな下手のことをするとき、目的善にして手段悪いことゝなり、利殖の方法は不利殖の方法となつてしまふ。

それから利鞘は素より一定してないものであるから、多少の出入あるものと知つて居なければならぬ。

(4) 一ヶ月に利潤一割

吾人は好機といふことを知らなければならぬけれども、それではどんなことをすれば、且つどんなことを考へれば、好機を捉へることが出来るであらう。例へば債券の買時と賣時との時をどうしたなら最好機になるであらう、否時を見出すことが出来るであらう、これは聊か『割増金と當籤法』に於て述べてあるから推量すべきである。然し極く解り易い方法としては、平生仲買店が新聞紙上に発表する、値段廣告を切抜いて保存し、數貯めて置いて研究の材料とすれば、自ら悟ることを得るものである。

此の好機の見出すことが出来るやうになつたならば、一ヶ月に一割の利潤をえたものといつても差し支はない。それは債券の籤引月や利渡月を能く調べた上で、最も値段の安い時に買ひ求め、爾して籤引月の前月にそれを賣拂ふと

いふこと、嘘み込むからである。すれば必ず籤引月の二三ヶ月前に買つて置かなければならぬ。

たとへば第四十四回の十圓券を本年の二月十五日に十圓五十錢にて買ひ求めたとしたならば、これが債券の籤引は五月にして、六月は利渡月である。爾してそれが四月一日になつて、買値段十一圓五十五錢になつたならば、正味一圓五錢の利得である。その利廻りを打算するときは、一ヶ月半ならずして一割、これを年に直せば八割弱といふ利得である。

此くの如くであるから、何人でも各種の債券の實質要素を知つてゐる者ならば、慥かにこれ丈の利潤あるものと知れるのである。

(5) 一攫千金の極意

年久しくして苦生えるのたとへで、熟練の功を積み重ねてくると、内職的な

一八 輸取賣買の方法は何んな結果を産むか

甘味では満足しなくなつてくる、無論規模を大きくして、一攫千金、なんで悪いものであらうか。然し自分は規模を大きくしたいけれども、資金がないと云ふ場合は、それは幾らでもできる。則ち臨時擔保と云ふ手腕を廻らすに於ては金の融通は幾らでも利くのである。

つまり買ひ入れた債券は、順送りに臨時擔保に供して、金を都合いたし、再び買持債券の数を殖して行くこともできる。貸附割合も可成り多額で、利子は百圓未満は一圓につき一ヶ月一錢、百圓以上は百圓につき日歩二錢五厘、五百圓以上は日歩二錢三厘、千圓以上は二錢、三千圓以上は一錢八厘と云ふ具合になる。尤も金融界の状況で、多少の異動はあるとしても、さしたる高調には達しまいと思はれるのである。

乃ち前例に習つて、第四十四回の十圓券を主題として見れば、初め十圓五十錢で買つて、直ぐにこれを擔保にして金を借りたとすると、八圓五十錢には融

通して貰はれる。その八圓五十錢の借りた金に差金二圓を加へて、又たも一枚の債券を手に入れることができる。此うして行くときは、二百圓の金があれば優に十圓券百枚、即ち千五十圓だけ買ひ得ることができ、勘定である。爾して利益は幾干になるかといふと、利鞘にて得たる合計金百五圓から日歩二錢三厘として利子の九圓三十八錢四厘を引いた残りの、九十五圓七十一錢六厘は利益である。これを利廻りに換算するときは、四割七分八厘強となり、更にこの方法を二ヶ月毎に一回づつ、即ち一年に六回の繰り返しをつけるときは、實に驚くべく、年利二十八割となり、瞬く間に債券成金となるのである。

都合によればこの債券を質屋に融通して金を借りてもよいのである。尤もこれは見つともないといへばそれまでのことであるけれども、矢張りこれも同じ擔保に供する所以である。けれども質屋は少々利子が高い、然し債券の金融業者よりも多分に割合よく貸してくる。今それを大見つもりをして見れば、勸

業十圓券ならば一圓の差を以て借してくるのであらう。資金として借り入れる金は満足であつても、利子は可なり高いから、他の事業に債券を投じて投資するといふことは間にあつたものではないけれども、債券の利殖法には極めて好都合にできてゐる。先づ質屋の債券の抵當利子は一回につき、一ヶ月一錢五厘が普通であるから、それから其のやうな打算ができるのである。

それで先づ前述の方法を廻らせば、とにかく二圓の現金さへあれば、十圓券一枚は買ひとることができる。又質屋の方法を廻らす時は、半額一圓の現金あれば、矢張り一枚の債券を自由にすることができぬ。

此うして兩者を擧げて見ると、問題は利子の高低である。若し兩者同じ比例で進めば、何等の面倒もなく、反つて質屋利用の方が得策であるけれども、さうはゆかない、兩者の間に一寸とした差違が生じてくる。さらばその差異は何程であるかといへば、前者の場合は、二ヶ月間で利息十七錢、爾して約一ヶ月

半にして四割四分の儲となるが、後者の方は二ヶ月間にして利息は、前者の七割方以上の高利である。即ち二十八錢八厘を支拂はなければならぬが、此の利子を甘んじて出しても、融通金の多くなるが故に、投資法としては、一歩進んだことで、實に七割六分五厘の大儲をする譯となるのである。これは一ヶ月半の利であるから、若しこれを六回、繰返へされたならば、慥かに四十五割九分の利となるのである。實に驚かざるをえない利益であるから、忽ち産財家となれるは必然のことである。

(6) 一枚から二十六割四分の理由

今は又た單に一枚を所持したものとしていへば、どんな結果を産み出すのであらう。打算的にいつて見れば、初め十圓券一枚を時價十圓五十錢で買つて置いたのであつたけれども、急に金が入用になつたので、八圓五十錢で抵當に入

れ、金を借りたとすれば、實際運用してゐる正味の金は、僅かに二圓である。それが約一ヶ月半の後に受け戻して賣るときは、十一圓五十五錢となる。爾して借りた金の利子は、百圓以下の金であるから、月一圓に付き一錢の割として計算し、爾して一ヶ月半は二ヶ月と見做すのである。でこれの利子は十七錢である、これを利金一圓五錢から差し引くときは八十八錢となる。此の八十八錢は、元金二圓の丁度四割四分に當り、之れを一年に六回繰り廻すときは、二十六割四分となるのである。

そして又たその賣つた替りとして、直ちに第五十回の十圓券を買つたとするときは、四月上旬に至り、これを賣つて、賣値十二圓三十五錢である。(三月であつたなら十一圓八十五錢で買へた物が、僅か半ヶ月程の間に五十錢高くなつてゐるから、實はその當時買ふ方がよいのである)。して五月下旬の買値段は十三圓五十錢となつてゐるから、是れ亦約一ヶ月半の間に九十五錢を儲ける譯

けとなるのである。すると前の分よりは、率に於て少しく劣つてをるといつても、決して悪い儲ではない。

右に述べたことは、單に例として見做さるべきものではない、實際行ひ得た別殖法で、決して想像ではない、つまり實地踏み行はれた事蹟である。確とだに事實は證明してゐるのである。算盤は決して嘘をいはぬ筈である。算盤は一に一を加へて三となつた時代はいざ知らず、一に一を加へて二となる時代に於ては、右の數々は活きた實證である。さらば今後も亦その通りに確實に金儲ができるかといはれて見れば、それは丁度今日の郵船株の利廻りのやうなもので將來のことは明瞭に答へることはできないと答へるのみである。なんとすればこの標準打算は、最近の配當乃至利鞘を算出したものであるから、目下のことは此れにてよいけれども、時勢變遷の曉は金融機關がどう變り行くか知れないからである。

(7) 生活費五百圓で充分

なんとはいはれても眞理は眞理であるから、年二十八割の利を主張して已まない。だから確たる例證を掲げて、一ケ年の生活費、安々と取る方を述べやうと思ふ。即ち此處に資本金五百圓ある人は、年利二十八割を手にするにはできるといふことは喋々してよく知れる處であらうが、若しそれでは暴大なりと思はるゝ方のなきにしもあらず、故に内輪に見積るときは二十割、それでも一ケ年には一千圓の利益を占めることができる。月に別ちて見れば月收八十餘圓につくのである。さうすると五百圓の資金があれば、優に優に中流の生活を持続することができる。唯だ恨むらくは、歴史は常に繰返すといふことである。即ち一朝經濟界に不景氣の潮流が漂へきたつて、株式等の暴落をきたすときは、債券の相場にも亦多少の影響があるものである。若しも賣買の値段、及び鞘を

少なくせしむるやうなことがあり、それがためある時期に於て萬一にも意の如く儲からぬことがある。その時の用心に二十八割の八割だけを除て置くときは、國家經濟の第一位である。

さもあれ、その儲からぬ時のため一言を勞して置くに、近頃株が高い、米の値が出たといつて、蠟穀町や兜町にいつて一攫千金を夢見る人の多くあるが萬一にも當つて大儲ができたにしても、どうも人間は困る、少しの金でも儲かつたとすれば、直ぐに贅澤を始めて國家の不經濟を顧みず、自分一個のため一家を喰い潰すやうな事をする。そんな贅澤をせずして貯金、貯蓄をなし、益々國家の富を進めんとしなければならぬ、此うするは天から與へられた徳を善用する以所である。

爾して相場を張るにしても債券を賣買するにしても、決して損を招いたり、破産のする理由はないのであるが、後前をも考へず、因つて來たる原をも究め

ないから、一攫千金は大損失となるのである。何事でも注意をして、自分に來たる機を考へ、運を我が身に作りつゝ、相場に手を下し、債券を賣買するときは慥かに株成金となるは容易である。然るに世の人は、兜町や蠣殻町にさへ行けば千金を懐にして歸ることが出来るものと思つてゐるらしい、そんな阿呆では到底一金も手にすることはできぬ。

予はいひたい、『少金は手にて出來大金は頭にて出來る』と、何んぞ考へずして千金をうるをえんやである。

近頃の新聞雑誌の廣告に、『一萬圓位の貯金は誰にでも出來ること』、『一代に百萬の富を得る決して難事にあらず』など、いつてあるが、皆理窟のあることである。のみならず慥かに出來るかも知らん、尤も前後を考へずして、沙漠のやうな茫漠たる考へでは一錢も貯金はできぬ、『錢取工面は死ぬ工面』の眞理は此處にあるのである。然し一考を廻らし、天機を智り、自ら運を開かば必ず千金

萬金思ふ儘になるものである。これについては述べて見たいことは澤山あるけれども、紙數に限りあるから遺憾ながら、此れだけにして置かなければならぬ。要するに、人間には天運といふものがあり、又不時の出來事があつて、思ふ儘に、計畫の通りに行かないといふことは思慮の至らぬことである。理論が實際に應用できないとしたならば、それは理論ではない空言である。理論と實地と相遇ふやうに神は造つてゐるのである。然るに理論と實地と遇はないといふは前にもいつた思慮のない所以である。故にこれを讀む者、充分なる思慮を練りこれをやるべしである。決して天は我等に出來ないものを與へておかない、出來る物丈け我等に與へておく。出來る出來ないはその人の心次第である。又難易の斗あるは、その人の生理的關係であつて、彼の人の難事も此の人の易々である。この理を知らば、天は我等に出來ざることを與へてないといふことが明瞭になる。決して吾人、落膽失望するのいはれはない。やれ、進め、

金を捕虜とするは手を延すと懐手をしてゐるとの差があるばかりである。

(8) 三年足らずして一萬圓となる法

資本金二百圓を有する者が、年二十八割の利殖法を知つて、幸にこれに成功したとすれば、二年目には七百六十圓となり、三年目には二千八百八十八圓になり、四年目には一萬〇九百七十四圓四十錢となる。これを複利するときは何程の利益なるぞ。

言ひかへれば、滿三年ならずして、早くも一萬千圓餘の金満家となる。して見ると一萬圓の金持となるには三ヶ年を要せずして、出來るといふ譯である。決してこれは難事にあらずして、樂しみ半分の仕事である。吾人何物か此の金儲には叶ふまいと誇るのである。三年を要せずして一萬圓の金を得るのであるもの、なんぞ此れに比適する仕事やあらう。

一九 利廻りと計算法

(1) 利廻りの計算法

有價證券の利廻りとは、その有價證券と配當金を、時價で割つたものである。つまり配當率が時價の何割に當るかを示すもので、株式なり、債券なりの實價を表象する分一である。言かへれば、幾何に買へば何程の利なるか、又何歩の金利に廻すには、何程まで買つてよろしいかを定むる標準價である。

乃で金利の變動するといふことは、金融界の状態によるものであるといふことは、屢々述べてある如くである。例へば借り手が多くなる場合は、金利が高くなり、借手の少ないときは金利が低くなるのである。爾して利廻りの高下原因は、債券相場の高下に稍々重大なる意義を有してゐるのである。此の理を明かにしておかなかつたならば、金儲をする方法の一端を無視してゐるわけであ

る。故に茲に例を擧げて、記憶に深からしめんと欲するのである。

茲に五分利附き十圓の勸業債券が賣値十圓であるとしやうか、その時銀行の金利相場は年五分であるとする。その場合に、若し何んかの事情で俄かに金利相場が年六分に騰貴したとすれば、若干の資本を擁し、比較的有利にこれを運用せんと欲する人は、割増金に専ら興を感ずるにあらざる限りは、必ず債券投資の不利を悟るに至るのである。なんとすれば、五分利附き十圓券を十圓で買つたのでは、年五分にしか廻らず、市中の金利六分に比べて大變劣つてゐるからである。しかしながら若し金利の騰貴に伴つて、債券も亦矢張り六分に廻るとしたならば、買つてもよろしいが、さもなくば手控をしたのがよいのである。

それなら六分に廻るやうにするには、何程までに買へばよいかといふに、右の債券を八圓三十三錢に買へば六分に廻るのである。即ち十圓券で年五分、五

十錢の利が見られるから八圓三十三錢に買へばよいのである。すると銀行の金利相場同様に六分に廻る理である。

しかし債券の相場が依然として少しも變動のない時は、誰もこれを顧みる者がないから、否でも應でもその邊までは下落するものである。これと同じく右の反對に金利が下れば、株式といはず、總ての有價證券は一齊に價格の歩調を進めるのである。

(2) 利廻りの計算法

債券の利廻りを知るには、一定したる配當金、即ち利札に該當せる金額を、時價で割れば直ぐ知れるのである。もつと精密な計算をするには、その計算をする月から溯及して、利の落ちた月までの月割利子を勘定し、これを債券の時價から引き去つた残りの額を以て、その債券一ヶ年分の利子金額、則ち額面に

利率の乗じたものを、割れば容易にその割合を知ることが出来る。更らに又債券一ヶ年分の利子金額を、自分の欲する割合で除り、これに月割利子を加へる時は、その割合に廻るべき債券値段が現はれるのである。

これを算式にするときは、

$$\frac{\text{額面} \times \text{利率}}{\text{債券値段} \times \text{月割利子}} = \text{利廻り}$$

かうして利廻りを知るのである。爾して債券値段を知るには、

$$\frac{\text{額面} \times \text{利率}}{\text{欲する利廻り}} = \text{月割利子} = \text{債券値段}$$

それで此の式を推し、例を以て計算をするときは、次のやうである。

計算せんとする時を假りに七月末となし、二月利落ちの五分利付き十圓の勸業債券を、十圓六十五錢で買ったと見て、この利廻りを計算するに、先づ月割

利子は、二月より七月まで六ヶ月あるから丁度二十五錢になる。乃ちそれを買値より差し引くときは、残十圓四十錢となる。畢竟するに此の値段で利の落ちたばかりの債券を二月一日に買ったも同じことである。爾してこれで一年分の利子五十錢を除くときは、四分八厘強と云ふことになる。これは即ちこの債券の利廻りである。

それから今度は四月利拂のに號貯蓄債券を買はんとしたとき、かりにその時が七月下旬としたならば、この債券に投資する金を三分五厘以上に廻るやうにするときは、何程までの値段で買ったならばよいかといふことを知るには、一年の利子金額は五圓の三分、十五錢であるから、欲する處の利廻り三分五厘で除るときは、四圓三十錢以下で買はなければならぬといふことが知れる。無論この債券は四月に利が落ちて居るから、その後の三ヶ月間の月割利子、四錢弱を加へて見なければならぬのである。即ち四圓三十錢と四錢との合計四圓三十

四錢位の値段で七月の末に買ふときは、思ふ通りの利廻りを見ることができるのである。

此のやうに斯道の機密を知つてゐるならば、決して金満家となることは難事ではない、大人なく債券運用をしてをれば、四年足らずして一萬圓となり、これを又資本として運用するとすれば、莫大なる金儲は目睫の間にある譯である。

只だ冀くは、金儲したからといつて、贅澤を働かないやうに願ひたいのである。若し贅澤するの金ありとしたならば、蓄財して、國家一段多事とならば、大に國家のために費つて貰はなければならぬ。天は則ち人に金を與へる本旨は此所にあるからである。

割増金附債券
〇二抽籤月別表

月別	勸業廿圓券	勸業十圓券	貯蓄債券
1	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
2	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
3	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
4	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
5	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
6	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
7	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
8	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
9	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
10	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
11	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る
12	八二・四・八・二 九六・二・一・四 七二・三・九・四 一五・七・四・一 一三・三・九	二八・三・二・四 二六・三・五・六 二二・三・二・四 一九・五・四・七 二七・三・一・三	と に、ぬ を ち ほ、る

券債附金増割

表別月落利 一二

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
勸業廿圓券	四五六三六八	八十二四十八二三九	九十六二一四十二四三	七二二二五五五	十五七七	十一一三三九九四十二	四五六三六	八十二四十八二三九	九十六二一四十二四三	二二二五五	十五七七	十一一三三九九四十二
勸業十圓券	四十八五四六三六六	二八三三二	六十四	四十九	二十九三十五	四十四	五平	五八	二六三三四十七	五二二六五	二十七三二二七	
貯蓄債券	はとにをちほりへぬいる											

大正七年一月二十五日印刷
大正七年一月二十八日發行

定價金五拾錢

不許複製

著者 齋藤有資

發行兼印刷者 鈴木清

東京市芝區烏森町一番地

發行所 東京市芝區烏森町一番地 振替東京參壹貳參九番 三辰社

刷印部刷印社辰三

致富成功法

277
271



東京
三辰社
發行

終

